

令和4年度 第3回岩手県広域防災拠点アドバイザー会議

次第

日時：令和5年2月6日（月）10：00～12：00

場所：岩手県庁4階 4-1 特別会議室

1 開会

2 協議事項

- (1) 活用可能施設調査実施計画（最終案）
- (2) 令和5年度の進め方

3 その他

4 閉会

**【配布資料】**

次第、出席者名簿、座席表

資料No.1 総括説明資料

参考資料No.1 広域防災拠点調査対象施設検討表

参考資料No.2 地図（広域防災拠点の配置イメージ）

参考資料No.3 広域防災拠点に求められる機能等一覧

参考資料No.4 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定（施設別）

参考資料No.5 岩手県 広域防災拠点活用可能施設調査 カルテ（様式）

参考資料No.6 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託仕様書（案）

# 令和4年度 第3回岩手県広域防災拠点アドバイザー会議 出席者名簿

日時 令和5年2月6日(月) 10時～12時

場所 岩手県庁4階 4-1特別会議室

## 〔アドバイザー〕

職名	氏名	所属・職名	備考
アドバイザー	小笠原 敏記	岩手大学地域防災研究センター センター長	
〃	越野 修三	岩手大学地域防災研究センター客員教授	w e b
〃	田村 圭子	新潟大学危機管理センター教授	w e b
〃	杉安 和也	岩手県立大学講師	
〃	岡市 和敏	岩手県市長会事務局長	代理出席
〃	佐藤 修	岩手県町村会事務局長	欠席
〃	佐々木 隆之	岩手県トラック協会専務理事	
〃	眞瀬 智彦	岩手DMAT	
〃	上平 久浩	岩手県消防長会会長	欠席
〃	川間 信太郎	陸上自衛隊岩手駐屯地司令	代理出席

## 〔事務局〕

所属・職名	氏名	備考
岩手県復興防災部防災課総括課長	戸田 新	
岩手県復興防災部防災課防災危機管理監	駿河 芳典	
岩手県復興防災部防災課防災危機管理担当課長	佐々木 宏幸	
岩手県復興防災部防災課主査	柴田 信	
岩手県復興防災部防災課主任	高橋 翔	

## 第3回岩手県広域防災拠点アドバイザー会議 総括説明資料

**1 活用可能施設調査実施計画（最終案）****(1) 調査対象施設について（参考資料1、2と併せて説明）**

- 第2回アドバイザー会議結果を踏まえ、全県的に広域防災拠点を配置することを目指すこととし、新たな候補施設調査については、現在広域防災拠点を配置していない沿岸部、県南部に絞って実施することとする。
- 沿岸部、県南部に新たに広域防災拠点を配置するに当たっては、後方支援拠点到に位置付ける。

また、広域防災拠点がある程度固まっているエリアを久慈エリア、宮古エリア、県南エリアと区分する。

なお、エリア設定の考え方については、別途修正する。

※ 現計画においては、すべての広域防災拠点がいずれかのエリアに必ず含まれることとなっているが、今回、全県をカバーする形で配置を検討しているため、エリアに含まれない広域防災拠点も配置することとする。

**(2) 調査の進め方について****ア 想定する機能**

- 現在、広域防災拠点到に求めている機能は参考資料3のとおり。  
なお、各施設に対して付与する個別具体の機能は、協定（参考資料4）により定められているところ。
- 追加を検討する施設について、付与を想定する機能は参考資料1に記載しており、調査を通じて精査する。
- 現計画において指定されている施設については、現在保有している機能を継続して保有できるか、という視点で調査を進める。  
なお、機能が継続できない場合は、別な機能の設定、広域防災拠点としての指定解除を検討するもの。
- 各施設に付与する具体の機能については個別に協定により定めていることから、追加施設については締結を、現計画において指定されている施設については必要に応じて見直しを協議する。

**イ 仕様**

- 第2回アドバイザー会議結果を踏まえ、施設カルテ様式を一部見直し。  
⇒ 参考資料3に、各機能に応じた要件（必要な設備等）をまとめたところであり、これを確認することができるよう、カルテ様式を精査。
- 調査方法の見直し、カルテ様式の見直しを踏まえ、仕様を一部見直し。

**ウ 調査方法**

予算調整結果も踏まえ、調査方法（実施主体）を一部見直し。

- 現計画における指定施設については、県直営で調査を実施。
- 新たな候補施設については、コンサルタントへの委託により調査を実施。

## 2 令和5年度の見直しに係る進め方

活用可能施設調査と並行し、岩手県広域防災拠点配置計画、岩手県広域防災拠点運用マニュアル及び岩手県災害備蓄指針の変更（修正）案の検討を進める。

なお、連動して、岩手県地域防災計画等についても整合性を確認することとしている。現状、それぞれについて課題と考えている主な事項及び対応方針は以下のとおり。

### (1) 岩手県広域防災拠点配置計画、岩手県広域防災拠点運用マニュアル

#### 風水害の追加

青森県、宮城県及び奈良県における類似の事例を参考に、記述内容を検討。

#### その他所要の整理

物資保管拠点について、明確に広域防災拠点の1つとして位置づけ、規定することを検討。

### (2) 岩手県災害備蓄指針

#### 物資の数量

東日本大震災津波以降、国によるプッシュ型支援、県・市町村における物資に係る協定の充実も見られることから、こうした情勢変化を踏まえ、県で保有すべき物資数量を再検討する（別紙補足資料参照）。

## 【別紙】物資の数量に係る補足資料

### 1 現状

#### (1) 類型Ⅰ物資

物資の性質：避難生活に最低限必要な物資（食料、飲料水、毛布、トイレ）

物資の数量算定方法：

東日本大震災津波時の最大避難者数（55,000人）をベースとして、市町村における備蓄数量（人数換算）、県民の備蓄想定数量（人数換算）を差し引いた人数分を、3日分を基本として備蓄

#### (2) 類型Ⅱ物資（うち、感染症対策物資）

物資の性質：

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するために不可欠な物資のうち、感染症対策物資（段ボールベッド、間仕切り等）

物資の数量算定方法（感染症対策物資のみ）：

台風第19号災害時の最大避難者数・世帯（10,000人・4,000世帯）をベースとして、必要な総量を、国・県・市町村及び流通物資（民間）の4つの主体で按分して確保できるという想定で算定（例えば、段ボールベッドは1人1台とし、 $10,000 \times 1/4 = 2,500$ 台と算定）

特記事項：

緊急的に算定した数量であり、今後精査する旨を指針に規定しているもの

#### (3) 類型Ⅱ物資（感染症対策物資以外）

ブルーシート、オストミー対応トイレ、液体ミルク及び哺乳瓶など、各年度末予算の執行残等を活用して購入した数量を維持している物資もあり

### 2 課題

- ・ 市町村の備蓄が相当進んでいること
- ・ 県民の備蓄想定数量を差し引く妥当性  
⇒ 算定方法が県民アンケート結果を踏まえた理論値であり、実態が不明確
- ・ 物資の数量について、国による目安の設定が進んでいること（毛布、トイレ）
- ・ 保管場所の不足、保管状態の悪さ（段ボール汚損等）

### 3 見直しの方向性（案）

- ・ 東日本大震災津波時の最大避難者数（55,000人）をベースとして、市町村における備蓄数量（人数換算）を差し引いた人数分を算出したうえで、 $3/4$ を乗じて得た数（うち $1/4$ は流通物資（民間）から確保できると想定）を3日分備蓄する、という考え方で統一
- ・ オストミー対応トイレ、液体ミルク及び哺乳瓶など、対象者が限られる物資については、人口に占める対象者割合等の一定の係数を乗じて算定
- ・ 保管場所、保管方法についての課題もあることから、算定した数量を県において調達、備蓄するだけでなく、管理委託等により民間企業等に保管いただくという形態を検討。  
また、県が直接備蓄する場合には、これまでの実績を踏まえ、パレットを敷くなど配意し、無理な保管とならないよう、スペースに応じて備蓄数量を調整する。

## 広域防災拠点 調査対象施設検討一覧表

ア：部隊前進基地機能 イ：部隊活動支援機能 ウ：災害医療活動支援機能 エ：広域医療搬送機能 オ：物資備蓄機能 カ：物資受入分配機能 キ：ヘリ運用機能 ク：情報収集等機能

区分	No.	市町村	施設名	前回調査 ※現計画策定時	現計画にお ける拠点指 定	現計画において指定しなかった理由 (主なもの)	(再) 調査	(再) 調査 (する・しない) 理由	保有する機能 (協定ベース)	想定する機能	調査方法	備考	
前 回 調 査 対 象 施 設	1	盛岡市	アイスアリーナ	○	○		○	現況確認	イ	イ	県直営		
	2	盛岡市	岩手大学	○	○		○	現況確認	ク	ク	県直営		
	3	花巻市	日居城野運動公園	○	○		○	現況確認	イ、キ	イ、キ	県直営		
	4	花巻市	花巻空港	○	○		○	現況確認	イ、ウ、エ、オ、キ	イ、ウ、エ、オ、キ	県直営	協定なし	
	5	花巻市	花巻空港 (交流会館)	○	○		○	現況確認	イ、キ	イ、キ	県直営		
	6	北上市	北上総合運動公園	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ、ク	ア、イ、オ、カ、キ、ク	県直営	中核施設	
	7	遠野市	遠野運動公園	○	○		○	現況確認	ア、イ、カ、キ、ク	ア、イ、カ、キ、ク	県直営		
	8	遠野市	遠野市総合防災センター	○	○		○	現況確認	ア、イ、カ、キ	ア、イ、カ、キ	県直営		
	9	遠野市	道の駅 遠野風の丘	○	○		○	現況確認	ア、イ、カ、キ	ア、イ、カ、キ	県直営		
			遠野市	遠野市稲荷下屋内運動場	—	—		○	現況確認	カ	カ	県直営	拠点への位置づけなし
	10	二戸市	掘野近隣公園	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ	ア、イ、オ、カ、キ	県直営		
	11	二戸市	二戸市地区空中消火等補給基地	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ	ア、イ、オ、カ、キ	県直営		
	12	二戸市	二戸市民文化会館	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ	ア、イ、オ、カ、キ	県直営		
	13	二戸市	二戸広域観光物産センター	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ、ク	ア、イ、オ、カ、キ、ク	県直営	中核施設	
	14	二戸市	二戸市労働環境施設運動広場 (大平球場)	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、カ、キ	ア、イ、オ、カ、キ	県直営		
			二戸市	二戸市防災倉庫	—	—		○	現況確認	オ	オ	県直営	拠点への位置づけなし
	15	雫石町	雫石総合運動公園	○	○		○	現況確認	キ	キ	県直営		
	16	葛巻町	ふれあい宿舎グリーンテージ	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、キ	ア、イ、オ、キ	県直営		
	17	葛巻町	くずまき交流館プラトー	○	○		○	現況確認	カ	カ	県直営		
	18	葛巻町	葛巻町総合運動公園 野球場	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、キ、ク	ア、イ、オ、キ、ク	県直営	中核施設	
	19	葛巻町	葛巻町立 葛巻小学校	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、キ	ア、イ、オ、キ	県直営		
	20	葛巻町	くずまき高原	○	○		○	現況確認	ア、イ、オ、キ	ア、イ、オ、キ	県直営		
			葛巻町	葛巻町社会体育館	—	—		○	現況確認	オ	オ	県直営	拠点への位置づけなし
	21	滝沢市	滝沢総合公園 (体育館)	○	○		○	現況確認	イ、キ	イ、キ	県直営		
	22	滝沢市	岩手県立大学	○	○		○	現況確認	ク	ク	県直営		
	23	滝沢市	アピオ	○	○		○	現況確認	イ、オ、カ、キ	イ、オ、カ、キ	県直営	協定なし (県管施設)	
	24	滝沢市	岩手県職員総合グラウンド	○	○		○	現況確認	イ、キ	イ、キ	県直営	協定なし (県管施設)	
	25	金ヶ崎町	森山総合公園野球場	○	○		○	現況確認	ア、イ、キ	ア、イ、キ	県直営		
	26	金ヶ崎町	トヨタ自動車東日本	○	○		○	現況確認	イ	イ	県直営		
	27	一戸町	一戸町総合運動公園	○	○		○	現況確認	ア、イ、キ	ア、イ、キ	県直営		
	28	矢巾町	消防学校	○	○		○	現況確認	イ、ウ、エ、オ、カ、キ	イ、ウ、エ、オ、カ、キ	県直営	協定なし (県管施設)	
	29	矢巾町	岩手医科大学	○	○		○	現況確認	イ、オ	イ、オ	県直営		
	30	盛岡市	県営運動公園	○	×	災害危険性あり	×						
	31	住田町	住田町運動公園	○	×	電源設備・通信機器がない	×						
	32	二戸市	金田ーコミュニティセンター	○	×	避難所指定	×						
	33	二戸市	稲庭交流センター天台の湯	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	34	八幡平市	八幡平市西根地区市民センター	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	35	八幡平市	西根地区体育館	○	×	災害危険性あり	×						
	36	八幡平市	総合運動公園 (体育館)	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	37	八幡平市	鬼清水グラウンド	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	38	八幡平市	道の駅にしね	○	×	災害危険性あり	×						
	39	八幡平市	岩手山 S A (上)	○	×	災害危険性あり	×						
	40	八幡平市	岩手山 S A (下)	○	×	災害危険性あり	×						
	41	二戸市	二戸市総合スポーツセンター	○	×	避難所指定	×						
	42	二戸市	二戸市立金田ーコミュニティセンター (アツマランカ)	○	×	避難所指定	×						
	43	葛巻町	葛巻町社会体育館	○	×	避難所指定	×						一部を備蓄倉庫として活用中
	44	岩手町	岩手町スポーツ文化センター	○	×	避難所指定	×						
	45	岩手町	石神の丘	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	46	紫波町	道の駅紫波	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×						
	47	紫波町	紫波 S A (上)	○	×	災害危険性あり	×						
	48	紫波町	紫波 S A (下)	○	×	災害危険性あり	×						
	49	奥州市	奥州市総合体育館	○	×	避難所指定	×						
50	奥州市	水沢体育館	○	×	避難所指定	×							
51	奥州市	前沢 S A (上)	○	×	電源設備がない	×							
52	奥州市	前沢 S A (下)	○	×	電源設備がない	×							

## 広域防災拠点 調査対象施設検討一覧表

ア：部隊前進基地機能 イ：部隊活動支援機能 ウ：災害医療活動支援機能 エ：広域医療搬送機能 オ：物資備蓄機能 カ：物資受入分配機能 キ：ヘリ運用機能 ク：情報収集等機能

区分	No.	市町村	施設名	前回調査 ※現計画策定時	現計画におけ る拠点指定	現計画において指定しなかった理由 (主なもの)	(再)調査	(再)調査(する・しない)理由	保有する機能 (協定ベース)	想定する機能	調査方法	備考	
現 行	53	西和賀町	錦秋湖SA(上)	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×	施設追加想定区域外					
	54	西和賀町	錦秋湖SA(下)	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×	施設追加想定区域外					
	55	宮古市	道の駅区界高原	○	×	電源設備・ヘリポートがない	×	施設追加想定区域外					
	56	宮古市	道の駅やまびこ館	○	×	機能は満たすが不特定多数の利用がある施設(道の駅)のみのエリアであるため	×	施設追加想定区域外					
	57	軽米町	軽米町営野球場(ハートフル球場)	○	×	電源設備がない	×	施設追加想定区域外					
	58	雫石町	道の駅雫石あねっこ	○	×	災害危険性あり	×	施設追加想定区域外					
	59	洋野町	道の駅おの	○	×	エリアとして電源設備・ヘリポートがないこと	○	久慈市総合防災公園へのヘリ運用機能付与を想定していること		ア、イ、カ	委託		
	60	久慈市	久慈総合運動公園サンプラザ	○	×	非常用電源がないこと等	×	状況に変化がないこと					
	61	久慈市	久慈市総合防災公園	○	×		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、キ	委託	前回は整備中であった施設	
	62	久慈市	道の駅くじ	○	×	災害危険性あり(河川)	○	災害種別により活用可能(アドバイザー意見)		イ	委託		
	63	普代村	普代村北緯40度総合運動公園(B&G財団普代海洋センター)	○	×	非常用電源がないこと等	×	状況に変化がないこと					
	64	田野畑村	アズビホール	○	×	避難所指定	×	状況に変化がないこと					
	65	岩泉町	道の駅 いわいずみ	○	×	非常用電源がないこと等	○	改修があったこと		ア、イ、キ	委託		
	66	岩泉町	ふれあいランド岩泉	○	×	非常用電源がないこと等	○	改修があったこと		ア、イ、キ	委託		
	67	岩泉町	岩泉町B&G海洋センター	○	×	避難所指定	×	状況に変化がないこと					
	68	宮古市	グリーンピア三陸みやこ	○	×	エリアとしてヘリポートがないこと	○	求める機能に対し、ヘリポートは不要		イ	委託		
	69	宮古市	道の駅たろう	○	×	エリアとしてヘリポートがないこと	○	求める機能に対し、ヘリポートは不要		ア、イ	委託		
	70	宮古市	道の駅みやこ	○	×	災害危険性あり(津波)	○	災害種別により活用可能(アドバイザー意見)		ア、イ	委託		
	71	釜石市	釜石市球技場	○	×	電源設備・ヘリポートなし	×	状況に変化がないこと					
	72	一関市	東山総合体育館	○	×	交通アクセスが良くないこと等	×	状況に変化がないこと					
	73	一関市	室根体育館	○	×	交通アクセスが良くないこと等	×	状況に変化がないこと					
	74	一関市	旧千厩高等学校	○	×	交通アクセスが良くないこと等	×	状況に変化がないこと					
	75	一関市	一関運動公園	○	×		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、キ	委託		
	76	一関市	道の駅厳美溪	○	×	交通アクセスが良くないこと等	×	状況に変化がないこと					
	新 規 ・ 沿 岸	77	洋野町	オーシャンビュースタジアム	×	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、キ	委託	
		78	久慈市	久慈広域道の駅	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、カ	委託	
79		普代村	道の駅青の国ふだい	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、カ	委託		
80		田野畑村	道の駅たのはた	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、オ	委託	避難所指定だが、物資保管をすでにしているため調査対象とする	
81		宮古市	へいがわ老木公園	—	—		○	県選定		ア、イ、キ	委託		
		山田町	岩手県立山田高等学校グラウンド	×	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)				避難所指定	
		山田町	山田町中央公民館大ホール	×	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)				避難所指定	
		山田町	災害備蓄倉庫	×	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)				別途検討	
82		山田町	総合運動公園野球場	×	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、キ	委託		
83	釜石市	道の駅釜石仙人峠	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、カ	委託			
84	大槌町	大槌町中央公民館	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)		ア、イ、カ	委託			
	大槌町	大槌町立大槌学園	—	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの(R3調査結果による)				避難所指定		

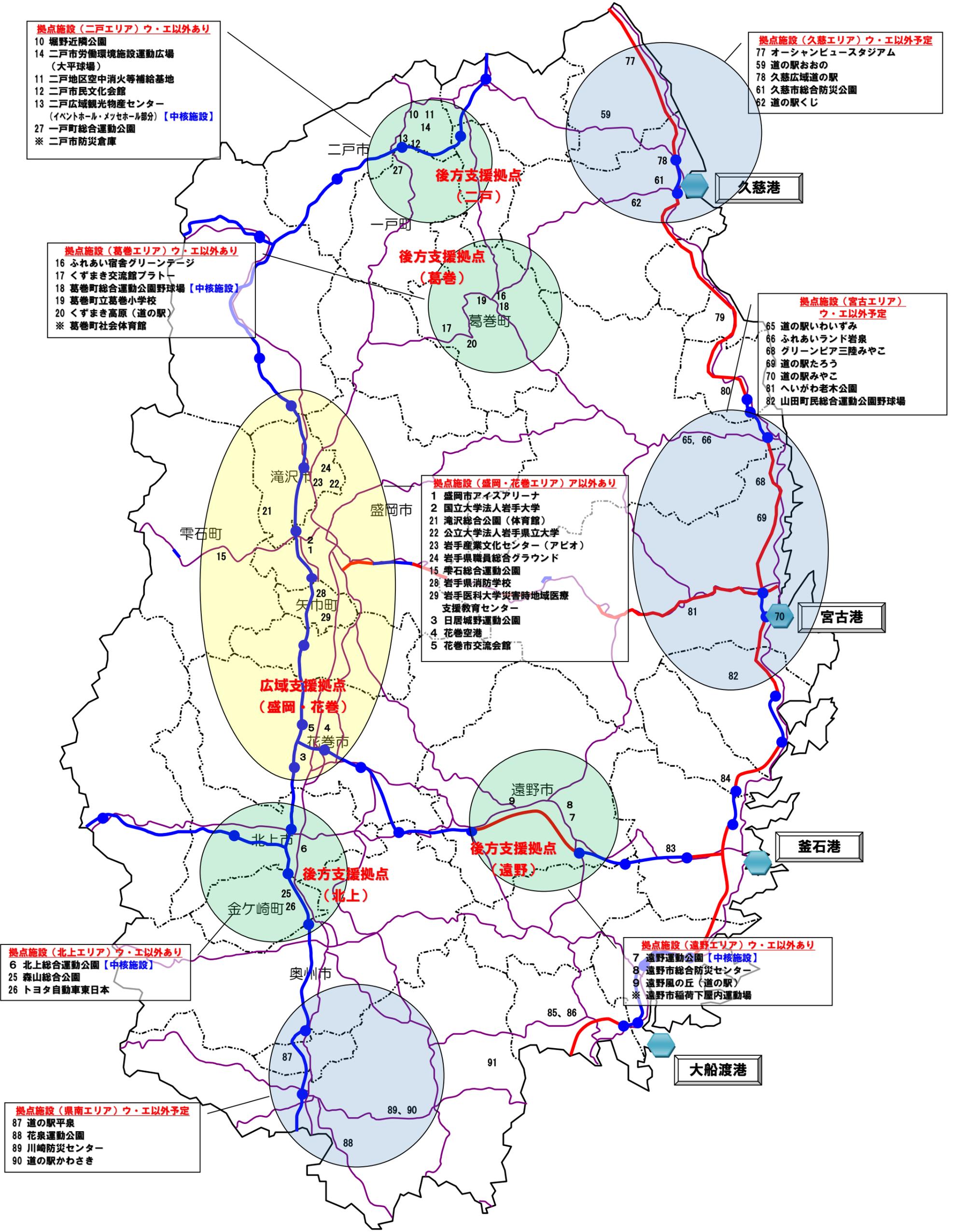
## 広域防災拠点 調査対象施設検討一覧表

ア：部隊前進基地機能 イ：部隊活動支援機能 ウ：災害医療活動支援機能 エ：広域医療搬送機能 オ：物資備蓄機能 カ：物資受入分配機能 キ：ヘリ運用機能 ク：情報収集等機能

区分	No.	市町村	施設名	前回調査 ※現計画策定時	現計画におけ る拠点指定	現計画において指定しなかった理由 (主なもの)	(再) 調査	(再) 調査 (する・しない) 理由	保有する機能 (協定ベース)	想定する機能	調査方法	備考
		大槌町	岩手県立大槌高等学校	—	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)				避難所指定
		大槌町	旧金沢小学校体育館	—	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)				避難所指定
	85	陸前高田市	道の駅高田松原	—	—		○	県選定		ア、イ、カ	委託	
	86	陸前高田市	夢アリーナたかた	—	—		○	県選定		ア、イ、カ、キ	委託	
	87	平泉町	道の駅平泉	—	—		○	拠点になりうる施設として道路環境課から情報提供があったもの (R3 調査結果による)		ア、イ、カ	委託	
	88	一関市	花泉運動公園	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)		ア、イ、キ	委託	
新規・ 県南		一関市	一関市総合体育館	—	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)				避難所指定
		一関市	一関水泳プール	—	—		×	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)				避難所指定
	89	一関市	川崎防災センター	—	—		○	拠点になりうる施設として市町村から情報提供があったもの (R3 調査結果による)		ア、イ、カ	委託	
	90	一関市	道の駅かわさき	—	—		○	県選定		ア、イ、カ	委託	
	91	一関市	道の駅むろね	—	—		○	拠点になりうる施設として道路環境課から情報提供があったもの (R3 調査結果による)		ア、イ、カ	委託	
	92	盛岡市	(仮称) 盛岡南公園野球場	—	—		×	施設追加想定区域外				
	93	盛岡市	(仮称) 盛岡南公園野球場 屋内練習場	—	—		×	施設追加想定区域外				
新規・ 対象外	94	滝沢市	ビッグルーフ滝沢	—	—		×	施設追加想定区域外				
	95	葛巻町	国民健康保険葛巻病院	—	—		×	施設追加想定区域外				
	96	葛巻町	産直ハウス葛巻高原	—	—		×	施設追加想定区域外				
	97	花巻市	道の駅はなまき西南	—	—		×	施設追加想定区域外				
	98	一関市	国道343号渋民バイパス「道の駅」(仮称)	—	—		×	2024年度完成予定施設であること				

【広域防災拠点の配置イメージ】

ア：部隊前進基地機能 イ：部隊活動支援機能 ウ：災害医療活動支援機能 エ：広域医療搬送機能  
オ：物資備蓄機能 カ：物資受入分配機能 キ：ヘリ運用機能 ク：情報収集等機能



- 拠点施設（二戸エリア）ウ・エ以外あり**
- 10 堀野近隣公園
  - 14 二戸市労働環境施設運動広場（大平球場）
  - 11 二戸地区空中消火等補給基地
  - 12 二戸市民文化会館
  - 13 二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）【中核施設】
  - 27 一戸町総合運動公園
  - ※ 二戸市防災倉庫

- 拠点施設（久慈エリア）ウ・エ以外予定**
- 77 オーシャンビュースタジアム
  - 59 道の駅おおの
  - 78 久慈広域道の駅
  - 61 久慈市総合防災公園
  - 62 道の駅くじ

- 拠点施設（葛巻エリア）ウ・エ以外あり**
- 16 ふれあい宿舎グリーンテージ
  - 17 くずまき交流館プラト
  - 18 葛巻町総合運動公園野球場【中核施設】
  - 19 葛巻町立葛巻小学校
  - 20 くずまき高原（道の駅）
  - ※ 葛巻町社会体育館

- 拠点施設（宮古エリア）ウ・エ以外予定**
- 65 道の駅いわいずみ
  - 66 ふれあいランド岩泉
  - 68 グリーンピア三陸みやこ
  - 69 道の駅たろう
  - 70 道の駅みやこ
  - 81 へいがわ老木公園
  - 82 山田町民総合運動公園野球場

- 拠点施設（盛岡・花巻エリア）ア以外あり**
- 1 盛岡市アイスアリーナ
  - 2 国立大学法人岩手大学
  - 21 滝沢総合公園（体育館）
  - 22 公立大学法人岩手県立大学
  - 23 岩手産業文化センター（アピオ）
  - 24 岩手県職員総合グラウンド
  - 15 雫石総合運動公園
  - 28 岩手県消防学校
  - 29 岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター
  - 3 日居城野運動公園
  - 4 花巻空港
  - 5 花巻市交流会館

- 拠点施設（北上エリア）ウ・エ以外あり**
- 6 北上総合運動公園【中核施設】
  - 25 森山総合公園
  - 26 トヨタ自動車東日本

- 拠点施設（遠野エリア）ウ・エ以外あり**
- 7 遠野運動公園【中核施設】
  - 8 遠野市総合防災センター
  - 9 遠野風の丘（道の駅）
  - ※ 遠野市稲荷下屋内運動場

- 拠点施設（県南エリア）ウ・エ以外予定**
- 87 道の駅平泉
  - 88 花泉運動公園
  - 89 川崎防災センター
  - 90 道の駅かわさき

広域防災拠点に求められる機能等一覧（現計画4ページの表をベースに作成したもの）

備えるべき機能		主な機能の内容	広域支援拠点 (タイプA)	後方支援拠点 (タイプB)	要件（必要と考えられる設備等）
人	<b>ア 部隊前進基地機能</b> (支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）・公共土木施設等の復旧活動部隊等）の集結・宿泊機能</li> <li>○ 支援部隊の関係機関間における調整・情報共有機能</li> <li>○ 県災害対策本部との連絡、調整機能</li> <li>○ 国内外のNPO・ボランティア等への情報提供機能</li> </ul>	—	○	駐車場、宿営可能スペース、上下水機能、大型車出入口、ルート、通信関連機器、電源
	<b>イ 部隊活動支援機能</b> (支援部隊の現場活動支援機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場活動の支援部隊の要員交替・宿泊機能</li> <li>○ 現場活動の支援部隊への資機材等の補給機能</li> </ul>	○ (要員交替等)	○ (補給機能)	駐車場、宿営可能スペース、上下水機能、大型車出入口、ルート、通信関連機器、電源
	<b>ウ 災害医療活動支援機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の一時滞在、被災地への派遣等の機能</li> <li>○ 医療資機材・設備の確保・提供機能</li> <li>○ 負傷者の受入れ、トリアージの実施、応急処置等の機能</li> </ul>	○	△	
	<b>エ 広域医療搬送拠点機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ・後方支援拠点への派遣等の機能</li> <li>○ 広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設（SCU）機能</li> <li>○ 傷病者の県内外の病院への搬送機能</li> </ul>	○	△	
物	<b>オ 物資備蓄機能</b> (平常時における物資・資機材の備蓄機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲食料品、生活用品等の備蓄機能</li> <li>○ 救援、避難者支援等に必要な資材・設備の備蓄機能</li> <li>○ 支援物資の一時保管機能</li> </ul>	○	○	面積、耐荷重、大型車出入口、ルート
	<b>カ 物資受入分配機能</b> (支援物資の受入・分配機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援物資の搬入、荷捌き機能</li> <li>○ 支援物資の被災地への配分機能</li> <li>○ 支援物資の一時保管機能</li> </ul>	○	△	面積、耐荷重、大型車出入口、ルート、通信関連機器
	<b>キ ヘリ運用機能</b> (ヘリコプター基地・展開機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリコプターの整備・燃料補給機能</li> <li>○ ヘリコプターの被災地への展開機能</li> </ul>	○ (基地機能)	○ (展開機能)	ヘリポート
情報	<b>ク 情報収集等機能</b> (情報伝達収集機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地情報、後方支援情報等の収集、災対本部への伝達（広域支援拠点）</li> <li>○ 現場情報の収集、災対本部等への伝達（後方支援拠点）</li> </ul>	○	○	通信関連機器

※ ○：機能付与、△：サブ的に付与、—：付与しない

## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）とトヨタ自動車東日本株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有又は設置する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山1	トヨタ自動車東日本株式会社岩手工場

2 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。

3 前項で規定する甲の利用は、広域防災拠点施設の機能を果たすために、甲の職員及び甲と共同又は協力して応急活動を実施する防災関係機関の職員（以下「利用者」という。）と乙の関係者との施設内で行う必要な調整等、特別な場合に限る。この場合において、甲の利用場所は、乙がその都度指示するものとする。

（機密保持の遵守）

第3条 甲は、前条の広域防災拠点施設の利用に当たっては、次に定める情報の取扱いに十分配慮するとともに、個人情報保護法等の関係法規及び乙の社内規則等を遵守するものとする。

- (1) 乙の社員等個人に関する情報
- (2) 施設利用中に機密保持を条件として乙が開示した情報
- (3) その他施設利用中に知り得た乙に関する情報

（利用者の安全の確保）

第4条 乙は、利用者の安全を確保するため、甲に対し、施設利用上の指示、注意を行うものとする。

2 甲は、前項の指示及び注意を遵守し、利用者の安全管理に十分配慮するものとする。

3 乙の施設内において、利用者に係る事故が発生した場合には、甲の責任と負担において解決するものとする。ただし、当該事故が乙の故意または過失に起因する場合には、帰責性の程度を考慮したうえで、第13条の規定に基づき対応する。

（広域防災拠点施設の機能）

第5条 第2条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、支援部隊の現場活動支援機能（支援部隊等へのサポート機能に限る。）を担うものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第7条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第8条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

(発災時の対応)

第9条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 乙は、災害等により広域防災拠点施設が被災した場合には、当該施設の復旧及び事業の再開を優先するものとする。

5 甲は、マニュアルに基づいて、食事の提供や荷役作業員の派遣等、乙による人的又は物的支援を必要とする場合には、乙に対し、個別に申入れを行うものとし、甲から利用の申入れがあった場合には、乙は、可能な範囲で協力するように努めるものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第10条 第6条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料は無償とする。ただし、前条第5項で規定する甲の申入れに基づいて、乙が実施する人的又は物的支援に要した食糧費及び人件費等の経費(事後に精算可能なものに限る。)が発生した場合には、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(平常時からの連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第12条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第13条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

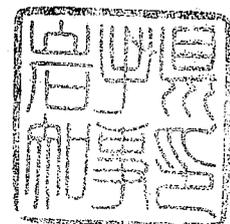
(継続)

第14条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 法人名 トヨタ自動車東日本株式会社  
住 所 宮城県黒川郡大衡村中央陸上香地  
代表取締役 白根 武雄



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と盛岡市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
盛岡市本宮5丁目4-1	盛岡市アイスアリーナ

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、支援部隊の現場活動支援機能を担うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

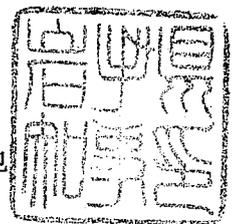
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 盛岡市  
住 所 盛岡市内丸12-2  
代表者 盛岡市長 谷藤 裕明



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と滝沢市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
滝沢市鶉飼御庭田1-1	滝沢総合公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊の現場活動支援機能
- (2) ヘリコプター基地・展開機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

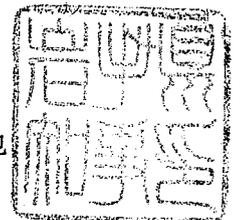
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

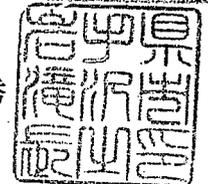
本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 滝沢市  
住 所 滝沢市中鶴飼55  
代表者 滝沢市長 柳村 典秀



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と花巻市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
花巻市松園町 613 番 1	日居城野運動公園
花巻市葛第 3 地割 183 番地 1	花巻市交流会館

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊の現場活動支援機能
- (2) ヘリコプター基地・展開機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

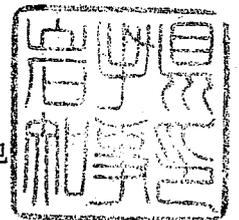
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 花巻市  
住 所 花巻市花城町9-30  
代表者 花巻市長 上田 東一



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と雫石町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
岩手郡雫石町高前田 104	雫石町総合運動公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

### （広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、ヘリコプター基地・展開機能を担うものとする。

### （協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

### （連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

### （協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

### （発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

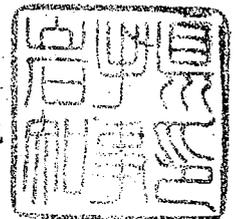
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 雫石町  
住 所 雫石町千刈田5-1  
代表者 雫石町長 深谷 政光



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と学校法人岩手医科大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
矢巾町大字西徳田2-1-1	災害時地域医療支援教育センター

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊の現場活動支援機能
- (2) 平常時における物資・資機材の備蓄機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

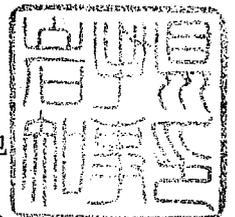
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 学校法人岩手医科大学  
住 所 盛岡市内丸19-1  
代表者 理事長 小川 彰



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と国立大学法人岩手大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
盛岡市上田三丁目18-8	国立大学法人岩手大学

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、国内外のNPO・防災ボランティア等への情報提供機能を担うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

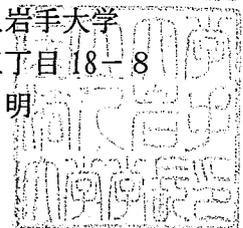
本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 国立大学法人岩手大学  
住 所 盛岡市上田三丁目18-8  
代表者 学長 岩 瀨 明



岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するための確認事項

平成 27 年 3 月 31 日

岩手県総務部総合防災室・国立大学法人岩手大学

岩手県と国立大学法人岩手大学（以下「大学」という。）とは、平成 27 年 3 月 31 日付で締結した岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定第 6 条第 2 項の規定に基づき、岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するため、大学内施設の利用に関し、次のとおり確認する。

- 1 岩手県と大学は、密接な連携を図り、大学本来の業務と同時に、運用マニュアルに定める機能を果たさなければならないときは、本来の利用者である学生・教職員の安全確保や利便等に支障を来たすことのないように努める。
- 2 岩手県は、大学と連携・協力し、大学内施設に一時的に滞在している NPO 及び防災ボランティア等（以下「ボランティア等」という。）の安全確保を図るとともに、ボランティア等の滞在期間等における適切な生活環境が確保されるよう、必要な物資等の提供に努める。
- 3 岩手県は、ボランティア等が被災地の支援活動を実施できる環境が整った場合には、積極的に情報提供を行い、速やかに支援活動が開始されるよう促すとともに、状況の変化等に応じて大学施設内の機能の縮小や他の施設等に機能の移転などを進める等、大学本来の業務が早期に再開できるように努める。
- 4 大学は、ボランティア等の滞在期間における適切な生活環境の維持及び安全確保に配慮するとともに、岩手県から要請等があった場合には、ボランティア等の学内各種施設の利用等について便宜を図るように努める。



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と公立大学法人岩手県立大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
滝沢市菓子152-52	公立大学法人岩手県立大学

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める広域支援拠点として、国内外のNPO・防災ボランティア等への情報提供機能を担うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

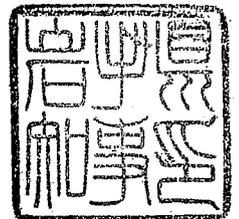
(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

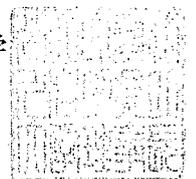
本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 公立大学法人岩手県立大学  
住 所 滝沢市巢子152-52  
代表者 理事長 高前田寿幸



## 岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するための確認事項

平成 27 年 3 月 31 日

岩手県総務部総合防災室・公立大学法人岩手県立大学

岩手県と公立大学法人岩手県立大学（以下「大学」という。）とは、平成 27 年 3 月 31 日付で締結した岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定第 6 条第 2 項の規定に基づき、岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するため、大学内施設の利用に関し、次のとおり確認する。

- 1 岩手県と大学は、密接な連携を図り、大学本来の業務と同時に、運用マニュアルに定める機能を果たさなければならないときは、本来の利用者である学生・教職員の安全確保や利便等に支障を来たすことのないように努める。
- 2 岩手県は、大学と連携・協力し、大学内施設に一時的に滞在している NPO 及び防災ボランティア等（以下「ボランティア等」という。）の安全確保を図るとともに、ボランティア等の滞在期間等における適切な生活環境が確保されるよう、必要な物資等の提供に努める。
- 3 岩手県は、ボランティア等が被災地の支援活動を実施できる環境が整った場合には、積極的に情報提供を行い、速やかに支援活動が開始されるよう促すとともに、状況の変化等に応じて大学施設内の機能の縮小や他の施設等に機能の移転などを進める等、大学本来の業務が早期に再開できるように努める。
- 4 大学は、ボランティア等の滞在期間における適切な生活環境の維持及び安全確保に配慮するとともに、岩手県から要請等があった場合には、ボランティア等の学内各種施設の利用等について便宜を図るように努める。



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と二戸市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
二戸市堀野字馬場 51 番地 1	堀野近隣公園
二戸市福岡字大平 59 番地	二戸市労働環境施設運動広場
二戸市堀野字大平 16 番地	二戸地区空中消火等補給基地
二戸市石切所字狼穴 1 番地 1	二戸市民文化会館
二戸市石切所字森合 68 番地	二戸広域観光物産センター
二戸市福岡字川又 18 番地 8	二戸市防災倉庫

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) 平常時における物資・資機材の備蓄機能
- (4) 支援物資の受入・分配機能
- (5) ヘリコプター基地・展開機能
- (6) 情報伝達収集機能（中核施設）

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手续に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

(発災時の対応)

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 二戸市  
住 所 二戸市福岡字川又47番地  
代表者 二戸市長 藤原 淳



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と一戸町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
一戸町西法寺字大平8	一戸町総合運動公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) ヘリコプター基地・展開機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。
- 6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 一戸町  
住 所 一戸町高善寺字大川鉢  
代表者 一戸町長 稲葉 暉



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と葛巻町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
葛巻町葛巻第40地割57番地176及び葛巻町葛巻第40地割57番地6	くずまき高原牧場（もく木ドームを除く。）
葛巻町葛巻第5地割170番地2	ふれあい宿舎グリーンテージ
葛巻町葛巻第5地割170番地2	葛巻町総合運動公園
葛巻町葛巻第12地割37番地1	葛巻町立葛巻小学校
葛巻町葛巻第39地割159番地3	道の駅 くずまき高原
葛巻町葛巻第8地割33番地2	葛巻町社会体育館

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) 平常時における物資・資機材の備蓄機能
- (4) ヘリコプター基地・展開機能
- (5) 情報伝達収集機能（中核施設）

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

(発災時の対応)

- 第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。
- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。
- 3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。
- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。
- 6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

- 第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

- 第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

- 第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

- 第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

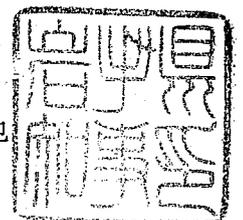
(継続)

- 第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 葛巻町  
住 所 葛巻町葛巻第16地割1番地1  
代表者 葛巻町長 鈴木 重男



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と一般社団法人葛巻町畜産開発公社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
葛巻町葛巻第40地割57番地177	くずまき高原牧場（もく木ドームに限る。）

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、支援物資の受入・分配機能を担うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 一般社団法人葛巻町畜産開発公社  
住 所 葛巻町葛巻第40地割57番地125  
代表者 理事長 鈴木 重男



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と遠野市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
遠野市青笹町糠前11地割1番地	遠野運動公園
遠野市青笹町糠前10地割46番地	遠野市総合防災センター
遠野市綾織町新里8地割2番地1	道の駅 遠野風の丘
遠野市東穀町16番11号	遠野市稲荷下屋内運動場

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) 支援物資の受入・分配機能
- (4) ヘリコプター基地・展開機能
- (5) 情報伝達収集機能（中核施設）

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。
- 3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。
- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。
- 6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

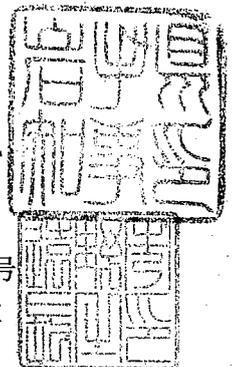
第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 遠野市  
住 所 遠野市東館町8番12号  
代表者 遠野市長 本田 敏秋



## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と北上市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
北上市相去町高前檀 27 番地 36	北上総合運動公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) 支援物資の受入・分配機能
- (4) ヘリコプター基地・展開機能
- (5) 情報伝達収集機能（中核施設）

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

- 3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。
- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。
- 6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也



乙 団体名 北上市  
住 所 北上市芳町1番1号  
代表者 北上市長 高橋 敏彦



## 岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するための確認事項

平成 27 年 3 月 31 日

岩手県総務部総合防災室・北上市消防防災部消防防災課

岩手県と北上市とは、平成 27 年 3 月 31 日付で締結した岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定第 6 条第 2 項の規定に基づき、岩手県広域防災拠点運用マニュアルを補足するため、北上総合運動公園の利用に関し、次のとおり確認する。

- 1 岩手県による北上総合運動公園（屋内施設）の利用は、原則として、災害等により北上市が被災し、当該施設を北上市の収容避難所として開設しない場合に限るものとする。
- 2 前項の場合において、北上市は、岩手県に対し、当該施設の機能を代替する施設の確保等に資する情報提供について協力するものとする。
- 3 岩手県は、北上総合運動公園（屋内施設）に付与する支援物資の受入・分配機能に係る施設の利用について、広域防災拠点開設後の状況の変化等に応じて当該施設における機能の縮小や他の施設等に機能の移転を進めるなど、施設本来の業務が早期に再開できるように努める。

## 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と金ケ崎町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
金ケ崎町西根森山32-1	森山総合公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) ヘリコプター基地・展開機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開設や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。  
(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

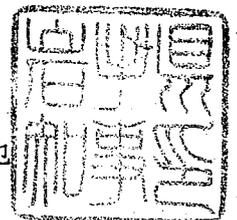
第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県  
岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 金ヶ崎町  
住 所 金ヶ崎町西根南町22-1  
代表者 金ヶ崎町長 高橋 由一



1.施設基本情報					
名称		区分		市町村	
所在地					
施設所有者		施設管理者			
敷地所有者		整備時期			
構造		建築面積(m <sup>2</sup> )		補足情報	
階数	地上	延べ面積(m <sup>2</sup> )			
	地下	敷地面積(m <sup>2</sup> )			
駐車場	中型以下	大型			

2.災害危険性等	
2-1 災害時に継続的な利用が可能か、防災性が高いか	
(1) 県・市町村地域防災計画での位置づけ	
位置づけの有無	補足情報

(2) 大規模災害発生の危険性	
1) 地震災害(出店断層帯が動いた場合)の震度	補足情報
2) 地震災害(花巻断層帯が動いた場合)の震度	
3) 津波災害(東日本大震災の浸水区域)	
4) 河川氾濫区域	
5) 火山災害(岩手山)	
6) 火山災害(秋田駒ヶ岳)	

(3) 施設の耐震化	(4) 施設の耐浪化	補足情報
------------	------------	------

(5) 非常時の施設運営機能	1) 電源	2) 通信関連機器	3) 上下水機能	補足情報
----------------	-------	-----------	----------	------

3.設備の状況		
(1) 宿営可能スペース(ベースキャン・荷捌き・屋内スペース)	(2) 施設出入口の状況(大型車の出入り可否)	補足情報
(3) 駐車スペース	(4) 新規施設設置可能スペース(備蓄)	補足情報
(5) ヘリポート	(6) 自衛隊・警察・消防などの集結場所かどうか	補足情報

4.施設周辺状況			
(1) 近傍の主要機関への到達距離(km)			
1) 国の機関	2) 県の機関	補足情報	
3) 市町村の機関	4) 電力機関		
5) 通信機関	6) 医療機関		
(2) 最寄ICまでの主要ルート・代替ルートの状況			
1) 幅員	2) 冬季通行止め		3) 大型車通行規制
4) 連続雨量通行止	5) 新設・改良計画		
6) 最寄IC名	7) 主要ルート距離(km)	8) 主要ルート時間(分)	
(3) 花巻空港までの主要ルート・代替ルートの状況			
1) 幅員	2) 冬季通行止め	3) 大型車通行規制	補足情報
4) 連続雨量通行止	5) 新設・改良計画		
6) 主要ルート距離(km)	7) 主要ルート時間(分)		
(4) 最寄港湾までの主要ルート・代替ルートの状況			
1) 幅員	2) 冬季通行止め	3) 大型車通行規制	補足情報
4) 連続雨量通行止	5) 新設・改良計画		
6) 最寄港湾名	7) 主要ルート距離(km)	8) 主要ルート時間(分)	
(5) 最寄ICまでの主要ルート・代替ルートの防災性			
1) 橋梁の耐震性	2) トンネルの耐震性	補足情報	
3) 法面崩落対策等	4) 除雪体制		
(6) 花巻空港までの主要ルート・代替ルートの防災性			
1) 橋梁の耐震性	2) トンネルの耐震性	補足情報	
3) 法面崩落対策等	4) 除雪体制		
(7) 最寄港湾までの主要ルート・代替ルートの防災性			
1) 橋梁の耐震性	2) トンネルの耐震性	補足情報	
3) 法面崩落対策等	4) 除雪体制		

5.施設位置図

※利用にあたってのゾーニング案も記載

6.施設立地状況



		宿営可能スペース(現在利用がない場所)	宿営可能スペース(現在利用がある場所)
		新規施設設置可能スペース	宿営可能スペース(現在利用がある場所)
駐車場(代表的な場所)	駐車場(代表的な場所)	ヘリポート	宿営可能スペース(現在利用がある場所)
	駐車場(代表的な場所)	非常用電源設備	宿営可能スペース(現在利用がある場所)

7.広域防災拠点への位置づけ可否等(案)

※広域防災拠点への位置づけが適切か、また、位置づける場合の運用にあたっての留意事項等を記載

岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託仕様書（案）

（適用範囲）

第 1 条 この仕様書は、岩手県が実施する「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託」に適用する。

（業務内容等）

第 2 条 本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）業務の目的

平成 25 年度に岩手県が策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」（以下「現計画」という。）において指定する広域防災拠点の見直しに資するため、現計画で指定されている広域防災拠点施設及び県内にある既存施設（国、県、市町村、民間が有する施設及び空地をいう。この条の（3）において同じ。）の広域防災拠点としての活用可能性について調査するものである。

（2）業務の実施期間

令和 5 年 月 日から令和 6 年 2 月 28 日までとする。

（3）調査対象施設

県内にある既存施設の中から、別途岩手県が指定する 24 施設（以下「調査対象施設」という。）とする。

なお、市町村毎の調査対象施設数は、次の表に掲げるとおりである。

エリア	市町村（施設数）	施設数合計
県南部	平泉町（1）、一関市（5）	6 施設
沿岸部	洋野町（2）、久慈市（3）、普代村（1）、田野畑村（1）、岩泉町（2）、宮古市（4）、山田町（1）、釜石市（1）、大槌町（1）、陸前高田市（2）	18 施設
合計		24 施設

（4）業務の内容

受託者が行う業務は、次のとおりとする。

ア 調査対象施設等の状況調査

（ア）1 次選定

受託者は、調査対象施設の状況について、現地調査及び資料調査並びに当該調査対象施設の管理者等に対する聞き取りにより、次の表の調査事項について調査を行うものとする。

調査対象施設毎の調査結果については、表形式にまとめた資料（以下「施設カルテ」という。）を作成するものとし、施設カルテの様式は、岩手県と受託者が調査実施前にあらかじめ協議して定めるものとする。

なお、施設カルテには、調査対象施設の平面図（施設敷地を含むものとする。）、調査対象施設の位置、主要交通結節点から調査対象施設までの主要経路等を記した地図及び調査対象施設の写真（外観及び内部）を添付するものとする。

また、調査の実施に当たり、岩手県は、受託者に対して、あらかじめ調査対象施設の概要等を記載した資料を提供するほか、受託者の求めに応じ、岩手県が保有し、受託者に提供が可能な資料を提供することがある。

区分	調査事項
1 施設基本情報	施設の名称、所在地、所有者及び管理者、構造等について整理
2 災害危険性等	<p>(1) 立地地域における大規模災害発生の危険性</p> <p>ア 地震 地震時に震度6弱以上の地域に立地し、かつ耐震設計がなされていない、又は1981年以前に整備された施設</p> <p>イ 津波 浸水想定区域への立地有無</p> <p>ウ その他 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域への立地有無</p> <p>(2) 調査対象施設における防災対策 調査対象施設における大規模災害発生に備えた対策(計画)の内容(耐震化、耐浪化、自家発電設備等)</p>
3 設備の状況	<p>(1) 敷地の状況(大型車が通行できる出入口の有無、自衛隊等が宿営可能なスペースの有無・状況、駐車場の有無・駐車可能台数、新規施設(備蓄倉庫等)設置可能スペースの有無・規模(面積)、ヘリポートの有無など)</p> <p>(2) インフラ整備状況(電力(引込線の有無)、通信(固定回線引込の有無、携帯電話通話エリア内外等)、上下水道(水道・簡易水道等の別、下水道・浄化槽の整備状況等)</p>
4 施設周辺状況	<p>(1) 近傍の主要機関への到達距離</p> <p>ア 近傍にある行政機関(国・県・市町村)の位置及び調査対象施設までの距離</p> <p>イ 近傍にある公共機関(電力・通信・病院)の位置及び調査対象施設までの距離</p> <p>(2) 主要交通結節点(東北自動車道IC、花巻空港、港湾)から調査対象施設までの経路の状況</p> <p>(3) 主要・代替ルートとなる道路の状況</p> <p>(4) 主要・代替ルートとなる道路の防災性 橋梁の耐震性等の現況・計画、トンネルの耐震性等の現況・計画、法面崩落対策等の現況・計画、冬季における除雪体制</p>

(イ) 2次選定

1次選定結果及び現計画において定める後方支援拠点（タイプB）の配置地域に求められる要件等を総合的に勘案し、最終的な候補施設を抽出・提案するものとする。

イ 調査対象施設の広域防災拠点としての運用イメージの提案

(ア) 受託者は、現計画で想定する災害毎（地震災害、津波災害、火山災害）に、どのように広域防災拠点を運用すれば機動的な災害応急対応を行うことができるのかについて、広域防災拠点としての運用イメージを提案するものとする。

(イ) 受託者は、上記イ(ア)による提案を資料（以下「運用イメージ図」という。）にまとめるものとし、運用イメージ図の形式は、受託者が定め、岩手県の承諾を得るものとする。

ウ 岩手県広域防災拠点アドバイザー会議の資料作成及び説明

(ア) 受託者は、上記ア、イの調査及び提案を基に、別途、岩手県が日時を定めて開催する「岩手県広域防災拠点アドバイザー会議」に提出する資料（以下「アドバイザー会議資料」という。）を作成し、会議に出席の上、必要に応じ説明を行うものとする。

(イ) アドバイザー会議資料の形式は、岩手県と受託者があらかじめ協議して定めるものとする。

エ 調査報告書の作成

受託者は、次の事項を内容とする調査報告書を作成するものとする。

(ア) 受託業務の概要

(イ) 調査対象施設一覧（名称、所在地、設置者等を内容とした一覧）

(ウ) 調査対象施設の位置を明示した地図

(エ) 調査対象施設毎の施設カルテ

(オ) 広域防災拠点としての運用イメージ図

(カ) アドバイザー会議資料

(キ) その他岩手県が必要と認める事項

オ 業務スケジュール

本業務のスケジュールは、次に掲げるとおりである。

なお、現時点での想定であり、変更の可能性がある。

5月～8月：現地調査及び資料調査並びに当該調査対象施設の管理者等に対する聞き取り

施設カルテ、中間報告書、アドバイザー会議資料作成

9月：アドバイザー会議出席、説明

10月：各種再調査（必要な場合に限る）、最終報告書とりまとめ、運用イメージ図作成

11月：アドバイザー会議出席、説明

12月～2月：実績整理

(業務計画書)

第3条 円滑かつ確実に業務を推進するため、受託者は具体的な活動予定内容を記載した「広域防災拠点活用可能施設調査業務計画書」(様式は任意)を岩手県に提出し、両者協議の上、活動内容を決定するものとする。

(打合せ)

第4条 本業務の実施に当たっては、岩手県と受託者は、業務着手時及び成果品納入時のほか、中間打合せを2回以上行うものとする。

(成果品の提出)

第5条 受託者は、岩手県に対して次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 調査報告書及び概要版(A4・カラー版) 20部
- (2) 調査報告書及び概要版並びに本調査に係るデータ等を格納した電子ファイル(CD-R等) 一式

(成果品等の所有権)

第6条 成果品及び本調査に係る提出物については、全て岩手県の所有物とする。

(調査状況等の報告)

第7条 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 岩手県は、契約変更の必要があると認めるときは、その契約内容を受託者に通知して履行期間又は業務委託料を変更することができる。

(疑義)

第9条 本仕様書に疑義が生じたとき又は記載のない事項については、岩手県と受託者で協議の上、取扱を決定するものとする。